

平成20年9月12日

発行 社団法人 村山法人会
〒995-0035
村山市中央1丁目3番5号
TEL 0237-55-2555
FAX 0237-55-2444
E-mail:mura-hjk@amber.piala.or.jp
URL http://www.murayama-houjinkai.or.jp

きたむらやま

Vol.35



写真提供：(社)東根観光物産協会

東根市の表玄関の整備新装なる（東根市）

東根市市制施行50周年の節目の年のさくらんぼ東根駅前（平成20年8月撮影）

山形新幹線の新庄延伸が決定し、開通したのは平成11年12月4日、爾来9ヶ年、駅前（東口）の開発が進み、着々と街並みが形成されつつある。

駅前十字路の南北道路は昔の羽州街道、松並木のなかを秋田と江戸を6日で往復できた飛脚、那珂与次郎も通ったし、松尾芭蕉も山寺に向かった道路。往年を偲びその道路の街路樹は赤松を植樹し、市制100周年あたりには松並木で有名な中心街とでもなろうか。

ふるさと
ズームアップ

電話番号 0120-321-564 電子メール <http://www.murayama-houjinkai.or.jp>

青年部会 第13回 通常総会



今年度ご卒業者 奥山康博氏(右)へ矢萩一志部会長(左)より、感謝状を贈呈

平成20年度、第13回通常総会は、平成20年6月13日（金）東根市「のゝか本郷館」にて開催され、平成19年度事業・収支決算並びに平成20年度事業計画について、それぞれ可決・承認されました。平成20年度より、部会会計が本会会計と一元化になったことを受け、規約の一部改正についても可決・承認されました。

総会終了後、税の研修会を開催し、村山税務署長 鈴木敏夫様より「税あれこれ」と題して、ご講演をいただきました。

女年部会 第11回 通常総会

平成20年度、第11回通常総会は、平成20年6月13日（金）東根市「花の湯ホテル」にて開催され、平成19年度事業・収支決算並びに平成20年度事業計画・規約並びに会費の一部改正についてそれぞれ可決・承認されました。

今回、部会設立10周年を記念し、部会員全員へエコバッグを記念品として配布し、環境に配慮する活動への一役を担える社会貢献活動として実施しました。



総会終了後、税の研修会を開催し、税理士 高橋龍二様より、「これだけは知つておきたい！相続税・贈与税の基礎知識」と題してご講演をいただきました。

むずかしい内容を分かりやすく解説ください、会場は、終始笑いが絶えませんでした。

青年部会・女性部会 会員募集中

青年部会・女性部会とも、法人会活動を積極的に支援し、企業経営に求められる知識を習得するための研修会会員相互の親睦を深めながら情報交換・異業種交流を行い、税の広報活動等の社会貢献活動を実施しています。

集い、語らい、ともに研鑽しよう!!

(詳しくは、事務局までご一報お願い致します。連絡お待ちしております。)

(企業視察)



平成20年度 第23回通常総会



平成20年度第23回通常総会が平成20年5月29日（木）東根市花の湯ホテルに於いて開催されました。

村山税務署長 鈴木敏夫様はじめ山形県村山総合支庁 税務主幹 北野新市様他多くのご来賓の方を向かえ、会員とあわせて100名が出席しました。

総会でははじめに優良経理担当者表彰3名、研修会参加上位企業表彰6社に対し大類伸一会長より表彰状と記念品が贈られました。

議事に入り、平成19年度事業報告並びに収支決算報告、平成20年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について慎重に審議され満場一致で承認可決されました。

● ● ● 記念講演会 ● ● ●

通常総会終了後、「どうなる？日本！ “政治・経済ここがポイント”」と題して、読売新聞特別編集委員 橋本五郎氏による記念講演会を開催しました。

氏の体験談に感動されて涙する方もおられるなど、参加された方は熱心に耳を傾けておられ、大変有意義な時間となりました。

氏はその後の懇親会にもご参加ください、懇親を深めてくださいました。



おめでとうございます

(敬称略)

第19回 優良経理担当者表彰受賞者



阿部早喜子 高木酒造 株式会社
大江真理 有限会社 壽屋漬物道場
菊地里美 株式会社 丸公

第18回 研修会参加上位企業表彰受賞社



株式会社 ノーベル 株式会社 東北電気通信
株式会社 丸公 小野建設 株式会社
明立工業 株式会社 六歌仙

税務署 からの お知らせ

TAX INFORMATION

法定調書の提出は国税電子申告・納税システム(e-Tax) でしてみませんか!

毎年提出が必要な法定調書を国税電子申告・納税システム（e-Tax）で提出できることをご存知ですか？
e-Taxでは、税務署に提出するすべての法定調書について利用することができ、事務の省力化や効率化、ペーパーレス化などの点から大変便利です。

また、紙や光ディスクなどに比べ、e-Taxを利用して法定調書を作成すると法定調書合計表が自動作成され、インターネットを使って簡単に提出することができます。法令に基づき提出が必要な法定調書には主なもので給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票・特別徴収票、不動産の使用料等の支払調書、不動産の譲受の対価の支払調書、報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表、などがあります。

そのほかに利子等の支払調書及び合計表、配当・剰余金の分配及び基金利息の支払調書及び合計表もe-Taxを利用して提出することができます。

今まで

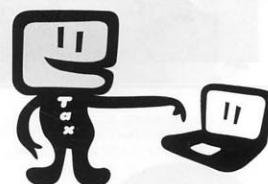


これからは！



詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>



村山税務署人事異動情報

(平成20年7月10日発令)

転入者

総務課

総務課長

加藤光司

(山形署 個人課税第一統括国税調査官)

個人課税部門

上席国税調査官

安孫子利晴

(寒河江署 上席国税調査官)

法人課税部門

上席国税調査官

高橋勝吉

(新庄署 上席国税調査官)

上席国税調査官

川村隆一郎

(長井署 上席国税調査官)

転出者

大河原署

総務課長

杉田義一(総務課長)

山形署

個人課税部門

荒木朋之(個人課税部門)

山形署

特別調査官(開発調査)付

本間正浩(法人課税部門)

仙台国税局

調査监察部

茂庭元和(法人課税部門)

平成20年6月9日(火)開催の税制委員会において、平成21年度税制改正要望について県内各法人会からの要望を取りまとめ、下記事項を全法連税制委員会へ要望することとなりました。

基本事項

2002年2月以降、景気拡大が持続していると言われている。しかしながら、最近の原油・素材・食料品などの急激な価格上昇が、企業業績と個人消費にマイナスの影響を与え、ひいては、景気が後退するのではないかとの懸念が始めている。一向に解消されない「都市と地方」「大企業と中小企業」「業種間」の格差が一層拡大することも予想される。こうした状況を回避するためにには、企業（特に中小企業）が活性化し、個人の不安が払拭されることが不可欠な条件である。

現在、わが国は、大幅な財政赤字の削減、行財政改革の推進、少子高齢化と増大する社会保障への対応、グローバル化と情報化が進む経済への対応など、多くの喫緊の課題に直面している。

平成21年度税制改正においては、上記の諸点を踏まえた政策が実現されるよう、以下の項目を要望する。

1. 行財政改革の推進と歳出削減の徹底

平成19年末現在、国債や借入金などを合計した「国の借金」が838兆円に達しており、財政は極めて厳しい状況にある。目下、2011年度に基礎的財政収支を黒字化させるべく対策が講じられている。しかし、財政再建に当たっては安易に増税に頼るのではなく、まず、行財政改革を推進し、徹底した歳出削減を実施することによって行政コストを減らし、国民の理解を得ることが肝要である。具体的には、下記諸点を要望する。

- ① 一般会計だけでなく、特別会計・特殊法人など幅広い部門で行政コストの見直しを行うこと。また、それぞれの部門の関連性や資金の流れなどについて、連結会計の手法を用いるなどして、 국민に理解しやすい情報を開示すること。
- ② 国会議員・地方議員・国家公務員・地方公務員の定員削減を図るとともに、給与並びに退職金の見直しを行うこと。なお、人員減による業務量の増加に対しては、アウトソーシングを視野に入れた検討を行うこと。
- ③ 国並びに地方公共団体においても、民間企業と同じ財務会計・管理会計の手法を導入し、透明度の高い会計システムを構築すること。

以上により、聖域なきコストの見直しを行うよう要望する。

2. 中小企業の活力発揮を後押しする税制

中小企業は、従来から、地域経済のみでなく日本全体の産業基盤を支える存在として大きく貢献してきた。中小企業がより活力を発揮して業績を向上させることを通じて、雇用や所得の改善がもたらされ、それが税収の増加につながり、そのことが結果的に財政再建に寄与するものと考えられる。こうした観点に立って、中小企業の活力発揮を後押しすることによって、努力したもののが報われるような税制面での対応を要望する。

次の諸点については、基本事項の中でも要望する。

- ① 中小企業の活力発揮並びに国際競争力強化の観点から、法人税の実効税率の引下げを要望する。
- ② 特殊会計同族会社の役員給与に関し、損金不算入制度の撤廃を要望する。
- ③ 事業承継税制：平成20年度税制改正による取引相場のない株式等の納税猶予に関し、円滑な事業承継促進の観点から、事業承継要件の緩和を要望する。

3. 少子高齢化社会を支える税制

少子高齢化の進展に伴い、社会保障関係費の財政負担は、今後急速に増大するものと思われる。こうした状況の中で、国民が安心して暮らせる税制が確立されるよう要望する。

具体的には、下記の項目を要望する。

- ① 年金・医療・介護などの社会保障制度に関する保険料負担と保険金給付について、税制並びに財政両面から一體的に検討することを要望する。
- ② 少子高齢化対策のうち、特に、少子化に歯止めがかかるような税制の優遇措置を要望する。（特に、育児支援のための所得控除・税額控除などを通じた子育て支援税制導入を要望する。）
- ③ 杜撰な管理と不祥事が大きな問題になっている「年金」については、いまだに納得できる具体的な方向が示されていない。早急に組織体制並びに年金管理体制を抜本的に見直すことにより、国民の不安解消と信赖回復を早期に図るよう強く要望する。（行財政改革に関する要望もある。）

4. 税制教育の普及

わが国の税制は、戦後から現在に至るまで、時代の要請と社会構造の変化を踏まえて改正を繰り返してきた。そのため、条文が理解しにくく、事務手続きや税務計算が複雑化している側面がある。その結果、納税者に不利な結果がもたらされ、個人や企業の活動に支障をきたす場合も有り得る。このような観点から、税制が、従来にも増して「公平・中立・簡素」の原則に基づき、制度の趣旨や目的を明確にし、可能な限り手続きや計算が簡素化されるよう要望する。同時に、納税者が税制を十分理解することができ、且つ税金の使途について深く認識することができるよう、租税教育の普及と税務情報の開示を要望する。

個別事項

法人税関係

1. 法人税率をさらに引き下げる。
2. 特殊会計同族会社の役員給与の損金不算入制度を即時撤廃すること。
3. 中小法人の役員給与の損金算入に関する取り扱いを明確にし、緩和すること。
4. 中小企業の軽減税率を引き下げ、適用範囲を1,500万円（現行800万）に拡大すること。
5. 中小企業の経営基盤強化のため、同族会社の留保金課税制度を撤廃すること。
6. 交際費課税について、現実に即した見直しをはかる。
7. 法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3ヶ月以内（現行2ヶ月以内）とする。
8. 減資償却資本制度について、経済活動の実態に合わせた見直しをはかる。
9. 賞与・退職金給与引当金制度を復活すること。
10. 法人税の欠損繰り戻し還付制度を復活すること。

所得税関係

1. 所得課税最低限を引き下げるとともに、税率の緩和も図ること。
2. 土地に対する長期譲渡所得の特別控除を復活すること。
3. 医療費控除の基礎控除額を5万円以上（現行10万円）に引き下げるとともに、最高額を500万円（現行200万円）に引き上げること。
4. 所得控除各種について、少子高齢化対策、将来の社会構造を視野に入れ、また社会の就労形態の変化に適した見直しを行うこと。
5. 源泉所得税の納付期限を翌月末日とすること。（現行翌月10日）
6. 退職金に係る退職所得控除額を引き上げること。
7. 定率減税を復活すること。
8. 地方と都市部の所得格差の是正に配慮すること。

相続税関係

1. 特に農業における後継者の事業承継を視野に入れ、相続税・贈与税の軽減をはかる。
2. 贈与税の基礎控除額を200万円（現行110万円）に引き上げること。
3. 居住用不動産の贈与に係る配偶者控除を3,000万円（現行2,000万円）に引き上げること。
4. 相続税に係る生命保険金の非課税限度額を1,000万円（現行500万円）に引き上げること。
5. 取引相場のない株式等の納税猶予制度の事業継続要件を緩和するとともに、さらに事業用資産について活力をもつたまま次世代に承継できるよう評価を大幅に軽減すること。
6. 経済の活性化を視野にいれ、金融商品の課税体系を簡素化し、わかり易く同率一体課税とすること。

間接税関係

1. 消費税のしくみをわかりやすく整備し、諸帳票・手続き等を簡素化すること。
2. 消費税の免税事業者の制度を廃止すること。
3. 消費税の簡易課税制度選択時期を事前届出制から申告時届出制に改めること。
4. 消費税を毎月納税制とすること。
5. 印紙税全般について見直しをはかり、廃止すること。
6. 挿発油・酒類等にかかる二重課税の解消を図ること。
7. 贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合の登録免許税等を遺産相続に準じて、軽減措置を設けること。
8. 貸し倒れに係る消費税の控除時期を法人税法上の基準と整合をはかる。

地方税関係

1. 固定資産税について、実態に即した評価の見直しを図るとともに、課税標準の算定方法を見直し、課税標準算出基準年度を現行の3年から2年に短縮すること。
2. 外形標準課税の課税標準について検討すること。
3. 事業所税を廃止すること。
4. 法人事業税・都道府県民税および市町村税に損失繰り戻し還付制度を創設すること。

その他

1. e-Tax 利用推進のためのインセンティブを、さらに検討すること。
2. 環境税の定義を明確にし、国際的な合意形成のもとで対応すること。
3. 山形県が独自に導入した「やまがた緑環境税」について、税の使途・効果を検証すること。

事業報告

「胆江法人会との交流研修会」

平成20年4月25日(金)



岩手県奥州市の(社)胆江法人会の方々が村山へ視察研修に訪れてください、村山税務署会議室において役員交流研修会を開催しました。

双方の事業について紹介後、活発な質問と意見交換が多く出され、今後の会運営を考える上で大変有意義な時間となりました。

「ビアガーデン＆ゴルフ大会」

平成20年7月3日(木) さくらんぼカントリークラブにて



「租税教室の開催」

尾花沢市の学童保育（協力ひまわり保育園）で、租税教室を開催しました。小学2年生から5年生までの27名を対象に、山形税務署の税務広報公聴官が「先生」となり、みんながお金を出し合って助け合って成り立っていることなどを説明。その後一億円のレプリカを一人一人持ち上げてその重さを体感しました。

平成20年8月7日(木)



セミナー



6月17日(火)

「ネットEB・金融機関から見た企業」



7月23日(水)

「総務・人事の基礎知識と実務対応講座」

会員さんからこんにちわ

おおい 有限公司 大類製麺所

東根市温泉町三丁目10番1号
TEL 42-5888 FAX 42-5889



●どんな仕事をする会社ですか

創業80余年！大類製麺所は「本物のそば」を求めて素材・水・製法にこだわりながら、三代に渡りめん作りに精進してまいりました。

安心・安全に最大の注意を払いながらの取り組みに対して過去二回『食品優良施設』として厚生大臣・厚生労働大臣より表彰されました。村山市内小学校全校にも納品しています。

今後とも、お客様からの「おいしい！」という声を最大の喜びとして製造していきたいと思います。

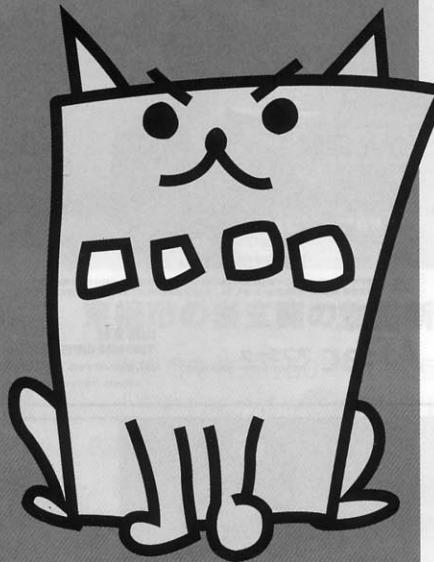
●フリートーク

板そばの里、そば街道発祥の地より、そばの香りが口いっぱいに広がる山形独特のコシの強い田舎そばを全国に広めようとネットショップを立ち上げております。

店舗名は「山形のそば食てけろ屋」。

ドメインは【板そばドットコム】<http://www.itasoba.com>

私の会社は、ガードが固い。



株式会社ナトー精工

村山市金谷2-5
TEL 55-3500 FAX 55-5310



●どんな仕事をする会社ですか

金属板を材料とし、切断・NCT・ベンディング・溶接・仕上・組立・検査等の工程を、1887年創業より培われてきた技術とNCやロボット等の最新機器の導入により、多種少量生産という時代のニーズに対応し、農業機械・OA機器・アミューズメント機器等を製造している精密板金の会社です。

●フリートーク

当社の前身である株式会社ナトー精工は樋岡鶴ヶ町にて操業しておりましたが、平成元年に金谷工業団地内に工場を竣工し、本社工場の樋岡と2カ所操業を開始しました。平成13年に金谷工場を増築して工場の集約を図り、本社を金谷に移転し同年ISO9001を取得、快適職場推進事業場認可、平成19年度健康づくり優良事業所表彰等を経て今日に至っております。

定額+賠償の「ダブル補償」で、
万一の労働災害から企業経営を守ります。

定額 補償 業務中のケガ等による入院や通院、
万一の死亡、後遺障害を補償。



賠償 補償 死亡事故での法律上の損害賠償
責任を1災害500万円まで補償。

(ハイパー任意労災の特長)

- 従業員はもちろん、パート・アルバイト・派遣社員・構内下請作業員まで貴社の業務に携わる全員を補償。
- 業務中はもちろん、通勤途上のケガも補償。
- 保険金の会社受取が可能。(※受取った保険金は被保険対象者ご本人又は遺族へお支払いいただきます。)
- 従業員数に関係なく売上高と事業種類から保険料を算出するシンプルな方式。
人員の増加・入れ替わりがあっても保険料は不变。
- 24時間健康医療相談サービスを無料でご提供。
(本サービスはAIU保険会社の受託先であるティーベック株式会社がご提供いたします。)

法人会の「会員専用」アットワーク

ム ハイパー任意労災
業務 災害 総合 保険

引受け保険会社

AIU保険会社
A Member of American International Group
〒100-6234 東京都千代田区丸ノ内1-1-3
TEL 03-3219-6611

お問い合わせ・資料のご請求は今すぐ

0120-321-564

Free Dial

受付時間 9:00~
17:00(土日祝日除く)

FAX 03-5619-2529

ホームページ <http://www.aiu.co.jp>

この広告は保険の概要をご説明したものです。この保険の詳細につきましては弊社、または弊社代理店にお問い合わせください。

よもやま話

雑感

終戦後、日本はあらゆる面で大きく変化してきた。政治・経済・産業と挙げれば枚挙にいとまがない。我々の身近なものでは日常生活における自動車・電気電化製品の発達、普及である。この事は日常生活形態を変え、当時には想像もつかなかつたものが身边にあり、便利さをもたらしている。

しかし、その便利さとは裏腹に大きなリスクを背負うこととなつた。これはこと日本だけではなく世界的なことであるが、二酸化炭素(CO₂)の排出による地球温暖化の課題である。快適な生活を営むために大量の石油を消費し、大量のCO₂を排出する。自然界では吸収できない量となり、これが温暖化という結果を生んでいる。先頃、先進国首脳会議が日本で開催され、このことについて話し合われ、目標値について合意に達したとはいへ、現実性が乏しく、大国のアメリカ、発展途上の真っ只中にある中国、インド等の石油消費の増大を抑えることは、事实上不可能ではないかと思われる。石油製品の値段が高騰している現在、消費量が控えられているといふものの、これを一時的な現象として過ぎるものではないかと思う。

それでは世界全体がCO₂の排出を抑制するにはどうすればよいのか。省エネや節電を訴えても所詮「焼け石に水」ではないだろうか。石油の燃焼を減らすには代替エネルギーの開発、活用以外にはないと思う。このことは、これまで特に先進国の中では取り沙汰され、一部に実用化もされてきている。

しかしながら太陽光発電にしろ、風力発電にしろ、そのコストの面で現段階では火力や原子力に及ばないことから、短期間に石油に代わるものとはなっていない。

そこで考えられることは、赤道付近の洋上に巨大なる太陽光発電の拠点を造り、そこで発生させた大量の電気で海水を電気分解し、水素と酸素を作り、これをボンベに入れて各国に供給する。供給された水素と酸素を燃焼させ、エネルギーを取り出す。排出されるのは無公害の水だけである。やがてこのエネルギーが石油に代わることになる。地球規模の巨大なプロジェクトが必要になるが、先進国が力を併せてやれば難しいことではないと思う。守れないことを約束するよりも、実現性のあることを実行すべきであると思う。

この太陽光発電基地の建設、水素・酸素の供給システム、取引等は新たな経済効果をもたらすことともまた必要と思う。

今後の事業予定

10月10日(金)

セミナー

「プロが教える

困ったクレーマー対策」

講師：(株)エンゴシステム

代表取締役 緩川 聰 氏

10月29日(水)

セミナー

「事業継承 完全対策講座」

講師：公認会計士

土屋 晴行 氏

10月

税の広報活動

「尾花沢市まるだしまつり」

11月

税の広報活動

「税を考える週間」

法人会

消費税期限内納付

推進運動

広報委員

委員長 戸田 栄一 (株)うろこや総本店

副委員長 植松 真弘 (有)昭報社印刷所

委員 元木 和幸 (株)花の湯

委員 高橋 和功 (株)ワコ一

委員 竹中 清 (有)竹中金物店

青年部会長 矢萩 一志 (株)矢萩土建

女性部会長 小野美知子 (株)小野建設

広げよう
法人会の輪
運動実施中!

経営者大型総合保険制度の
ご加入企業の拡大に向けて

DAIDO 大きな生命
山形支社 新庄営業所/
新庄市沖の町2-4(ビーンズ新庄ビル2F)
TEL 0233-23-7121

AIU 保険会社
山形支店/
山形市諏訪町1-1-1(大同生命山形ビル7F)
TEL 023-633-8282

法人会員企業にお勤めの皆様
がん保険から
一生安心医療 EVER

お1人様からでも集団取扱料率の割安な保険料でご加入いただけます

Aflac アフラック (アメリカンファミリー生命保険会社)

山形支社
〒990-8550 山形市城南町1-1-1 齋城セントラル3F
法人会アーリーダイアル ☎ 0120-876-505
○詳しいは、「パンフレット(契約概要)」「ご契約のしおり(約款)」をご覧ください。 AF102-2008-0508

めざします。企業の繁栄と社会への貢献 法人会